

令和4年9月26日

第27回村上市農業委員会会議録

第27回村上市農業委員会定例会を令和4年9月26日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室、村上農村環境改善センター和室会議室、荒川支所2階研修室、朝日支所2階第1会議室、山北支所地域活動室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	3番	遠藤俊樹
4番	本間裕一	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子		

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番	板垣栄一	7番	佐藤昌夫
20番	富樫与志栄		

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9項の規定による農地転用について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 令和5年度農業施策等に関する意見書(案)について(当日配布)

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	八藤後茂樹
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局主査	田島雄樹

1. 午前9時45分 事務局長(八藤後茂樹君) それでは、かなり時間が経過しましたが、改めて第27回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は3名です。議席番号2番、板垣栄一委員、議席番号7番、佐藤昌夫委員、議席番号20番、富樫与志栄委員から欠席のご連絡をいただいております。出席委員17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは最初に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしということですので、第27回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には議席番号19番、村山委員、議席番号1番、阿部委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 最初に、報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、_____、土地1筆、台帳面積は164平米、うち転用面積30平米となっております。転用目的は、農業用施設用地（農機具物置）でございます。備考としましては、申請者は約1.7ヘクタールの農業を営んでおります。今回の申請は、農機具物置の建設を計画したものです。農機具物置1棟、建築面積8平米となっております。

続きまして、次のページ、2ページ御覧いただきたいと思います。図面上段中央から左下方向に通っているのが国道7号でございます。図面中央にある集落が大毎集落、図面下段中央付近に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいまの報告について、ご質問等ありましたら伺います。ご質問等がなければ、丸印を掲げてください。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 特にご質問ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、村上会場からご説明いたします。音声のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、売買案件が7件でございます。

番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積463平米、契約の種別、所有権の移転（売買）。そして、ここで一部訂正をお願いいたします。対価と10アール当たりの金額でございますが、対価と10アール当たりの金額が逆になっておりましたので、対価____円、10アール当たり____円に訂正をお願いいたします。大変ご迷惑をおかけいたしました。こちらは、先月の別段面積の設定案件でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、地積580平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号3番から6番は関連案件で、譲受人は同じ方でございます。番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積39平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑2筆、地積410平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は____円、10アール当たり____円でございます。

ページめくっていただきまして、番号5番になります。譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積396平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

番号6番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑2筆、地積647平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

最後、番号7番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田2筆、地積3,563平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。5ページ御覧ください。こちら、荒川の天津地内でございます。ページの右側に国道7号とJR羽越線が走っております。羽越線の左側、ページほぼ中央に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ御覧ください。こちら、上側が古渡路集落、下側が四日市集落でございます。ページ右側を国道7号が走っておりまして、左側が県道高根村上線でございます。ページ中央やや左側、古渡路集落と四日市集落の間に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。関連ございますので、番号3番から6番を一緒に説明させていただきます。ページの中央を国道7号が走っておりまして、下側が鶴渡路集落、上側が上野集落でございます。国道の北側、上野集落寄りに太く囲った場所が合わせて6筆ございます。ここが

議案第1号、番号3番から6番の位置図となります。

めくっていただきまして、8ページ御覧ください。こちら、山北地区温出集落でございます。ページ左下のほうに行きますと山北支所方面でございます。ページ中央上側に学校給食の共同調理場がございます。その右側に小俣川、中継川が流れております。県道山熊田府屋停車場線とその川に挟まれた箇所に2か所、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した7件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

阿部委員。

○1番（阿部正一君） いいですか。

○議長（石山 章君） はい、どうぞ。

○1番（阿部正一君） 番号1番なんですけども、これ何か単価間違っただということがあったんですけども、これ別段面積にする際に、ここを畑を作るんだということでありましたが、畑を作るのに___円も出して買うものかと思ひまして。それで、この脇に宅地を壊したところありましたが、あの宅地と一緒にこれひっかけてやっているんで、この後に4条申請出てくる可能性があるのかなのか。私は、___さんには全然話も聞いていないし、理解があるんですが、これは別段面積を利用して転用するためにこのような手法を取ったのかと思われるところがあるんですが、こういうのを通せば何でもできるということになりますよね。面積、別段面積を利用して3条で持って行って、その後に4条申請をすると。隣の宅地と一緒に利用するんだということになるわけなんですけども、何か手法が見え見えで、私はこれについては納得しかねるんですけれども、2人でそんな話をしていました。

○事務局次長（中村宣信君） 事務局の中村です。先日の別段面積の設定のときには、一応条件として5年間耕作するという、そういったものがございましたので、一応それに基づいて耕作はしますよというお話は確認をしております。そういったことから今回3条の申請が出てきたんですけれど、一応5年は耕作するということでの所有ということでございますので、一応そこまでしか事務局としても確認するすべはないものだと思っております。条件として一応そういったことで確認をさせていただいております。

○1番（阿部正一君） とにかくこれ単価間違っただもんがあると言いましたよね。宅地を含めた単価で出してしまったんだと。もう既に宅地は恐らく所有決定されるんでないかと思ひまして、これ3条に出れば、これと一緒に、そのような金額間違えてなったんで、その辺はどういうふうに事務局はお話し聞いたのか。私は年齢だけ聞いて、何か畑作るそうですねというだけしか聞いていません。これに……

- 議長（石山 章君） これ農地の金額でしょう。
- 事務局次長（中村宣信君） 一応そうです。
- 1番（阿部正一君） それだったら、こういうような論法出てくる可能性があります。こういうのをどういうふうに見れば、これについてはですね。その点をお願いします。
- 事務局次長（中村宣信君） そうですね。価格、単価については、確かにちょっと高額かもしれませんが、一応個人で買う方、買われる方、売る方、買われる方はそこでの合意の下での価格かと思えますので、それ以上当方としても、事務局としてもまず入っていくことできないのかなと、一応上がってきたものをそのまま、そのままという表現がいいかどうか、そして合意されたものというふうにお受けしているような形になろうかと思えます。
- 1番（阿部正一君） 一緒に含めた金額で契約して、この金額が出てきたんでないかなと、こういうふうに想像すればいいんでないか。
- 事務局次長（中村宣信君） 一応そういうことではないというふうに認識しておりました。
- 1番（阿部正一君） 認識していない、確定しないと、これ恐らく4条申請上がってくると思いますが、向こうのほうはもう家建ててしまう可能性あるわけですね。それで、これずっと畑にみるかもしれませんが。でも、恐らく隣と一緒に買ったんでないかなと、私の想像ですけどね。この扱いは何でもできるわけですよ。
- 事務局次長（中村宣信君） 一応決まりとして、決まりとしてという表現がいいのかは別ですけど、5年間耕作するという条件であれば購入ができるわけですし、価格につきましてもお互いで合意をしていけば、これがやり方として阿部委員がおっしゃるとおりなのかもしれませんけれど、その辺はやっぱり想像の範囲なので、今度転用が上がってきたときにそれは審議する内容なのかなと思えます。
- 1番（阿部正一君） でも、転用出てきて、これは恐らく来ないかもしれないですよ。
- 事務局次長（中村宣信君） それはやはり農地になりますよね。農地として購入されているわけですから。
- 1番（阿部正一君） これ4条として、隣がうち建てて、それで同じような値段で全部ひっくるめた値段で書いてしまったと。私らその聞き取りの現地調査やっていませんよね。この人の、____さんの年だけちょっと聞いたような覚えあるんですけど。前のうちで。
- 事務局次長（中村宣信君） ええ、そうでございます。斜め、道路挟んだ反対側の、ちょっと奥入ったところのご自宅でございますね。
- 1番（阿部正一君） おそらく、これを通せば、代書屋に言えばこういうような手法あるということで、頻繁に出てくる可能性があります。それだけ私は危惧しています。
- 議長（石山 章君） 今ほど阿部委員の質問で、宅地も含めた価格ではないかというような旨の質問があったかと思いますが、これは農地の価格だというようなことであります。

ほかにはないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ほかに特にないようであります。

阿部委員、よろしいですか。

○1番(阿部正一君) いや、納得まだしておりませんが、終わります。

○議長(石山 章君) ほかにご質問等ありましたら伺いますが。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第1号につき許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方、丸を掲げてください。

(マル・バツ提示)

○議長(石山 章君) 賛成多数でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(中村宣信君) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

9ページ御覧いただきたいと思います。今月は申請2件でございますが、場所については1か所の転用移転となっております。番号1、譲渡人、____、____、譲受人が____、土地につきましては1筆、287平米、転用目的は駐車場敷地、契約につきましては売買、対価____円、10アール当たり____円となっております。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は自社が所有する宿泊施設に駐車場がないため、付近に駐車場を求めているところ、利便性等から申請地を最適と考え転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。駐車場4台分になります。

続きまして、番号2、譲渡人、____、____、譲受人、同じく____でございます。土地につきましては1筆、3.3平米、転用目的以下同じでございますが、対価が____円となっております。10アール当たり____円となっております。農地区分、備考につきましては、1番と同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、位置について説明させていただきます。10ページ御覧いただきたいと思います。図面左側が日本海でございまして、その海岸線沿いに国道7号が通っております。図面左下、府屋漁港の手前に太線で囲まれているところが申請箇所となっております。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) 今ほど説明があった件について、質疑に入ります。失礼いたしました。現地調査の依頼をしておりましたので、転用に係る現地調査報告をお願いいたします。

12番、加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。第2号、農地法第5条の規定による許可申請の番号1、2について現地の確認を行いましたので、報告いたします。

9月12日月曜日9時に山北支所に集合して議案の説明を受け、農業委員3名、事務局の中村次長さん、支所の齋藤主任と5名で現地の確認を行いました。現地には_____の_____の_____、_____の_____、_____の_____さんの3名による予定などを行いました。現地は、畑としてありますが、現在は耕作されず草でいっぱいになっておりました。駐車場として使用することと、土地の性質にはない表土をとり、敷砂利して使用すること、周囲に及ぼす影響がないことから、許可してもいいと委員の意見でした。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第2号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方は丸の掲載をお願いします。
(マル・バツ提示)

○議長（石山 章君） 賛成多数ですので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、11ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、売買案件が2件、その後農地中間管理機構案件のご説明をいたします。

それでは、番号1番、譲渡人、_____、譲受人、_____、地目、畑1筆、1,013平米、所有権の移転（売買）、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。譲受人の_____さんは認定就農者でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、_____、譲受人、_____、地目、畑4筆、2,766平米、所有権の移転（売買）、対価_____円、10アール当たり_____円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。13ページ御覧ください。こちら、神林の北新保地内でございます。ページ右側は北新保の集落でございます。少し上に行きますとさつき園等がございます。集落の左側を国道345号が走っておりまして、国道沿いに1筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号1番の売買案件の位置図でございます。

めくっていただきまして、14ページ御覧ください。こちらページ中央を日本海沿岸東北自動車道

が走っております。右側に岩沢集落でございます。高根川と三面川、こちらに流れておりまして、その合流付近に太く囲った細い4筆がございます。こちら議案第3号、番号2番の売買案件の位置図でございます。

位置の説明は以上でございます。

○事務局主査（田島雄樹君） 続きまして、15ページを御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定となります。今回は、使用貸借が6件、賃借権が7件、合計13件でございます。

それでは、番号3番、貸人、____、借人、____、____、____、土地の表示、__字____番__外1筆、地目、田、地積計2筆、128.39平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間、新規の農地中間管理事業となります。

ここから次のページの番号8番までが農地中間管理事業による使用貸借の案件となっております。

続きまして、16ページの番号9番、貸人、____、借人、____、____、____、土地の表示、__字____番__、地目、田、地積1,831平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり____円、こちらも新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は借人負担となっております。

ここからページ進みまして、18ページ、番号15番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号3番から15番までを審議いたします。__が議事に参与できませんので、議長を農地調整部会長の佐藤委員に交代し、審議をお願いいたします。佐藤委員、よろしくお願いいたします。

（__番____君退席）

○農地部会長（佐藤健吉君） それでは、議長に代わって私が議長を努めさせていただきます。

議案番号3番から15番までにつきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方はございますか。

（発言する者なし）

○農地部会長（佐藤健吉君） 特にないようでありますので、3番から15番まで承認することに決定してもご異議ございませんか。異議なしの方は丸を上げてください。

（マル・バツ提示）

○農地部会長（佐藤健吉君） 異議なしと認め、議案番号3番から15番までは承認ということに決定いたします。

(番 _____ 君着席)

○農地部会長（佐藤健吉君） 議案番号3番から15番まで承認ということで決定いたしました。

○議長（石山 章君） 佐藤委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま承認いただいたものを除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 承認することにご異議ない方、丸印を掲げてください。

(マル・バツ提示)

○議長（石山 章君） 賛成多数ですので、議案第3号を承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度農業施策等に関する意見書（案）について、事務局より説明願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、19ページ御覧ください。議案第4号 令和5年度農業施策等に関する意見書（案）についてでございます。

本日お手元に配付させていただきました令和5年度村上市農業施策等に関する意見書を御覧ください。こちら7月に第1回目の農政振興部会を開催させていただきました。委員の皆様から意見書に掲載すべき事項等をお話しを行いました。それを待ちまして、8月に農政振興部会の正副部会長会議開催し、腹案をさせていただきました。大きな項目としましては4点上げさせていただいております。

大きな項目の1点目は、農地等の利用の最適化の推進についてでございます。条件不利な農地の整備、農業従事者の高齢化や担い手不足への対応、また農地や道路、水路などなど他分野との連携をして、自然災害に強い農地づくりに向けた取組でございます。

大きな項目の2点目につきましては、有害鳥獣の対策についてでございます。この有害鳥獣対策については、専門知識や技術を持った方に対策の強化や施策の企画、立案など、現在よりも一歩踏み込んだ対策が必要な時期に来ているとの判断から、意見をさせていただいております。また、駆除、捕獲後の対応につきましても農業委員会はじめ地区と行政一体となった体制づくりが必要ということで、意見をさせていただきました。

続きまして、大きな項目の3点目でございます。安定した農業経営についてでございます。こちらですが、やはり農業従事者の高齢、農業者が減少している中で様々な取組をお願いするものでございまして、UターンやIターンで就農希望者など情報をキャッチし、就農につなげていてもらいたいものでございます。

また、もう3年も振り回されておりますが、新型コロナウイルスによる全国、全世界の人的交流や物流の変化による農業経済のダメージやロシアのウクライナ侵攻等、様々な影響が出てきています。ここに来て、また円安も進んでおり、輸入依存度の高い燃料や肥料など価格高騰による農業経営へのダメージも懸念されていることから、安定して農業経営ができるような取組をお願いするも

のでございます。

最後、4点目ですけれども、こちらは農業委員会及び事務局体制の強化についてでございます。本市は面積が多い分、もちろん農地の面積も筆数も多くございます。各種申請につきましてもそれだけ申請数が多くございます。全市で、また申請にまで至らない相談件数というのもまた多くございます。それに加え、このたびはほ場整備関連の中間管理機構を通じた業務に伴いまして、かなりの数の貸借が発生するのですが、無相続農地が多くあることが分かってきています。その相続人の追跡にかなりの業務が増加してきているため、事務局体制の強化をお願いしたいものでございます。

内容の説明は以上です。今後10月中に日程を調整しまして、市長及び議長に対しまして会長、職務代理、部会長にて意見書の提出を行う予定にしております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明があった議案第4号についてご意見、ご質問を伺います。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第4号については賛成の方、丸を掲げてください。

（マル・バツ提示）

○議長（石山 章君） 多数ですので、議案第4号 令和5年度農業施策等に関する意見書（案）については議案のとおり承認し、施策要望といたし、意見書といたします。

その他、議案以外、その他について皆さんのほうから何かありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、引き続き協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年9月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員